



給与の差押えについて

平成 26 年度以降、市役所や財務事務所より住民税や車両や住宅の税金（固定資産税）、国民健康保険の滞納金において、会社宛に給与の一部を差し押えるように通知が送られてくることが増えました。この通知を受け取ると、会社は従業員の給与の一部を差し押さえ、市役所や財務事務所へ支払う「義務」が生まれてしまいます。

差し押えが可能な金額は「扶養家族数」や差し押さえるべき給与から控除される「社会保険料や所得税、住民税、生活保障費」などの金額により毎月変動します。滞納額の全てを回収して差し押えが解消されるまで、会社が毎月給与からの差し押さえ可能額を計算し、給与から継続して差し押さえを行う必要があります。「返済が厳しい」ということであれば、市役所や財務事務所へ申し出ることにより、「差し押さえ金額を毎月一定金額に変更できる」という場合もあるので早急に連絡してください。

永住権取得について

在留資格の更新をすることなく長く日本で暮らしたい方は沢山いると思います。永住権を取得するのに大切な書類について説明します。

① 過去 5 年分の納税証明書と課税証明

課税証明書では本人の所得や扶養人数が記載されています。扶養人数に対して所得金額が少ないと許可が下りない場合があります。納税証明書は税金の納付状況が記載されています。未納がある場合は許可が下りず、申請中支払ったとしても下りない場合があります。

② 年金記録

本人が年金に加入していた種類や期間、加入期間中に勤めていた会社などの履歴が記載されています。この記録で未納や未加入の期間があると許可が下りない場合があります。

この 2 つの書類は、提出がかならず必要なものになります。一人一人ケースが違いますが、なるべく支障のないように、税金や年金などはしっかり納めましょう。

シンセロより

2022 年 4 月からの民法改正により、成年年齢が 20 歳から 18 歳に変わります。これにより様々な契約を 18 歳以上になれば結ぶ事が出来るようになり、自動車の売買契約も当然対象となります。高校生でも 18 歳以上であれば一人で車両の注文手続きを行い、契約締結まで原則可能です。法律上は契約出来ても実質的には資力の問題から親権者の力を借りる事になると思いますが、親の知らない間に子供が車両を購入し無保険で運転する事のないようご注意ください。

伸栄総合サービスのその他の事業

053-472-6099 伸栄総合サービス（派遣会社）

053-476-5955 しんえい保育園（保育事業）

053-472-6070 シンセロ有限会社（東京海上日動火災保険代理店）

053-488-7007 障害者自立支援事業所フツーロ